

不燃・粗大ごみ処理施設の手選別室

不燃ごみの中から、小型家電や不適物を人の手で取り 除いています。



粗破砕機内部 低速で回転(約 0.35回転/秒) する2つのカッ ターで、不燃ご みと粗大ごみを 破砕します。

高速回転 破砕機内部

高速で回転(約 6.25回転/秒) する2つのハン マーで、粗破砕 機で破砕された 不燃ごみと粗大 ごみをさらに細 かく破砕します。



(2)分別の徹底について

不燃・粗大ごみ処理施設では、人の手で不燃ごみの中から小型家電や危険物を取り除いていますが、小型家電に残ったままの リチウムイオン電池などの充電式電池や不適物(スプレー缶やライター)などにより、火災の危険があります。 電化製品等から電池類は必ず取り外し、お住まいの市で定められている正しい分別方法で出してください。

【混入した不適物の一部】



●スプレー缶類





●電池が残っている小型家電類

●電池等

【発火性不適物の一例】



使い捨てライター



カセット式 ガスボンベ



固形燃料 (缶入りのもの)



キャンプ用 携帯ボンベ





発行 小平・村山・大和衛生組合 〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号 TEL: 042-341-4345 FAX: 042-343-5374

HP http://www.kmy-eiseikumiai.jp/

小平・村山・大和衛生組合



小平·村山·大和衛生組合

《No.51主な内容》

- ・(仮称)新ごみ焼却施設の契約締結
- ・可燃ごみ処理の広域支援
- ・不燃・粗大ごみ処理施設の稼働



市及び武蔵村山市の3市によって組織される 一部事務組合で、3市の家庭などから出るご みと資源物(ペットボトル・容器包装プラス チック)の処理を行っています。



1 (仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約を締結しました。

小平・村山・大和衛生組合では、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、新しいごみ焼却施設の整備を進めています。このたび、 建設工事契約について令和2年5月15日(金)の組合議会において可決されたことを受け、本事業の契約が成立しました。

令和2年7月から既存施設の解体工事を始め、新施設の稼働は令和7年10月を予定しています。

工事につきましては、周辺環境と安全に十分配慮し実施してまいります。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



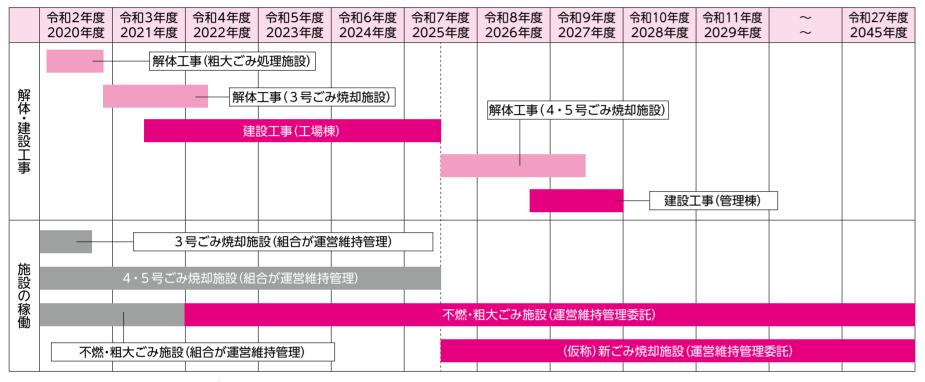


(2)

(1) 事業概要

(. / 5)	
事 業 名	(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業
建 設 地	小平市中島町2番1号
面 積	敷地面積:約19,790㎡
事 業 方 式	DBO方式(設計Design、建設Build、運営Operate 一括発注方式)
施設概要	ストーカ式焼却炉 236 t /日(118 t /日×2炉)
事業スケジュール	建設工事:設計、建設、解体(既存施設)令和2年5月16日から令和10年3月末まで 運営維持管理:令和7年10月から令和28年3月末までの20年6か月間 (不燃・粗大ごみ処理施設の運営・維持管理については、令和4年4月から令和28年3月末までの24年間)
契約	川崎重工業グループ(代表企業:川崎重工業株式会社 構成員:川重環境エンジニアリング㈱、メタウォーター㈱ 協力企業:青木あすなろ建設㈱、㈱前田産業、西武造園㈱、西武緑化管理㈱、侑常盤組、㈱環境システムサービス)
契約 金額	46,189,000,000円(税込)(建設工事30,239,000,000円、運営維持管理15,950,000,000円)

(2)スケジュール



令和2年7月から既存の粗大ごみ処理施設の解体を始めます。

粗大ごみ処理施設の解体が完了した後、既存の3号ごみ焼却施設の解体を始めます。

既存の3号ごみ焼却施設を解体した跡地に、新しいごみ焼却施設を建設します。

新しいごみ焼却施設は令和7年10月から運転を始める予定です。

新しいごみ焼却施設が運転するまでの間は、既存の4・5号ごみ焼却施設でごみの焼却を行います。

令和7年10月から令和28年3月末まで、新しいごみ焼却施設の運営維持管理は事業者へ委託します。

令和2年4月から運転を始めている不燃・粗大ごみ処理施設の運営維持管理について、令和4年4月から事業者へ委託します。

(3)新しい施設の特徴

① 環境への配慮

最新の技術を組み合わせた設備によりごみの処理と排出ガスの処理を行うとともに、騒音、振動及び悪臭の発生防止に十分配慮した、 周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設とします。

煙突は敷地中央部に設置し、周辺環境と調和のとれた施設とします。

ごみの焼却により発生した熱エネルギーを効率的に回収して発電やこもれびの足湯に有効利用します。

災害発生時にも安定的な処理を継続できる強靭性を持ち、災害時に発生する廃棄物の処理を行うことができる施設とします。

② 見学や施設の活用

玉川上水緑道や野火止用水緑道を散歩中に立ち寄れるような自由見学スペースを設けます。

環境学習に活用いただける展示やイベントの計画を充実します。

災害発生時に一時的な避難所として使用できるなど、地域防災に貢献します。

③ DBO方式

新しいごみ焼却施設は、組合が作成した要求水準書(必要とする機能や性能、環境への配慮などの主要事項を定めたもの)を基に、解体を含めた、施設の設計(Design/デザイン)と、建設(Build/ビルド)と、運営(Operate/オペレート)を一括して発注しています。 DBO方式で実施することにより、事業期間全体(令和2年5月16日から令和28年3月31日まで)を通したコストの低減を期待することができます。また、運営維持管理の方針に合った施設の設計・建設を行うことができ、効率的かつ良質な運転管理や点検補修等の運営維持管理の実現が可能になります。

(4)環境影響評価手続きについて

東京都環境影響評価条例に基づき作成した環境影響評価書が、令和2年5月11日に、 東京都において公示されました。今後は、東京都へ事後調査計画書を提出し、工事中及び 工事完了後の約1年間にわたり環境影響評価書において予測・評価した環境影響につい て調査を実施します。

「環境影響評価」とは、東京都の条例に基づいて行われる手続きで、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、東京都が専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において、適正な環境配慮を行い、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続きです。



2 可燃ごみ処理の広域支援を予定しています。

現在、可燃ごみは、3号ごみ焼却施設及び4・5号ごみ焼却施設により処理を行っています。

新ごみ焼却施設の整備に当たっては、令和2年12月末に3号ごみ焼却施設の稼働を終了し、施設を解体した跡地に新ごみ焼却施設を建設していきます。

このため、令和3年1月から新ごみ焼却施設が稼働する令和7年10月までの間は、4・5号ごみ焼却施設での処理となります。

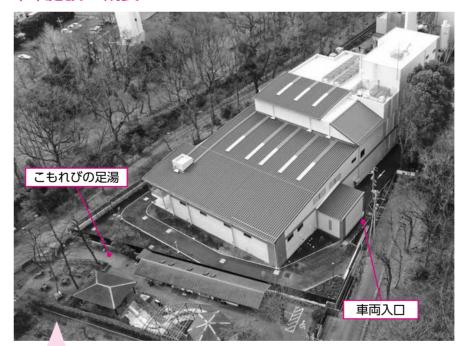
4・5号ごみ焼却施設が定期補修等により焼却炉の運転を停止する期間は、小平市、東大和市及び武蔵村山市から発生する可燃ごみの一部を処理することができなくなるため、他の市町村等のごみ処理施設に可燃ごみ処理の支援をお願いしなければなりません。

小平・村山・大和衛生組合では、今後、可燃ごみ処理の支援に向けて、他の市町村等と調整を行っていきますが、3市の市民の皆様には、他のごみ処理施設に処理をお願いする量を少しでも減らせるよう、引き続き、ごみ減量・資源化の推進、分別の徹底にご理解、ご協力をお願いいたします。

3 不燃・粗大ごみ処理施設が稼働しています。

令和2年4月1日から、不燃・粗大ごみ処理施設が稼働しています。

(1)施設の概要



外観(北東から)

車両入口に目隠しを設け、敷地外から建物内が見えないようにするとともに、建物内の音が漏れないようにしています。



外観(南西から)

車両出口を西側(組合敷地中心側)に設け、敷地外から 建物内が見えないようにするとともに、建物内の音が漏 れないようにしています。

